

## 令和7年度第6回坂戸市教育委員会会議議事録

### 1 開会及び閉会に関する事項

開会 令和7年9月30日（火）午前10時00分 太田教育長

閉会 令和7年9月30日（火）午前10時23分 太田教育長

### 2 開催場所

坂戸市役所201会議室

### 3 出席委員

1番 小川 一信（教育長職務代理者） 2番 蓼沼 康子

3番 松井 正樹 4番 毛利 陽子

5番 太田 正久（教育長）

### 4 議事参与者

教育部長 三田 耕治 教育部長 加藤 美帆

次長兼スポーツ推進課長 清水 智則 教育総務課長 鈴木 貴之

学校教育課長 市川 宗典 学校教育課副課長 佐藤 篤夫

学校教育課副課長 佐藤 美和子

書記 新井 武大 書記 森田 拓海

### 5 会議の大要

教育長から、議案第17号及び議案第18号は、人事案件であるため、坂戸市教育委員会会議規則第15条第1項の規定に基づき、非公開とすることとした旨の発議があり、出席者全員が賛成し、非公開で審議されることに決定しました。

#### 【日程第1 議事録の承認について】

<前回の議事録は、全員異議なく原案のとおり承認されました。>

（署名 9. 30 教育長、蓼沼委員、新井書記）

#### 【日程第2 議事録署名委員の指名について】

教育長 議事録署名委員は、松井委員を指名します。

#### 【日程第3 教育長の報告】

教育長 日程第3 教育長の報告を行います。（1）報告第3号、臨時代理の報告について、「教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見について」、学校教育課長から説明をお願いします。

学校教育課長 報告第3号、臨時代理の報告について、坂戸市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

臨時代理の報告につきまして、御説明いたします。次ページの臨時代理書を御覧ください。教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見につきましては、教育委員会会議の議決事項でございますので、教育委員会会議の議決を経るべきところでございますが、市長部局からの意見照会が令和7年8月21日付けであり、市議会の議会運営委員会開催日の8月25日までに回答する必要がありました。教育委員会会議を招集する時間的な余裕がなく、緊急的に処理する必要がありましたので、坂戸市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、臨時に代理し、次のページのとおり、8月22日付けで市長に回答をいたしました。

内容について御説明します。1ページお捲りいただき、議案書の「坂戸市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件」を御覧ください。提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づき個人番号を利用することができる事務として、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を定める等、所要の改正をいたしたく、この案を提出するものです。

補足させていただきます。「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく地方公共団体情報システムの標準化に合わせ、地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書に規定する「住登外者宛名番号管理機能」を利用し、住登外者の情報を利用する事務については、条例の制定が必要となります。教育委員会では、「要保護者及び準要保護者児童生徒就学援助費の支給に関する事務」及び「特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務」において、「住登外者宛名番号管理機能」を利用することいたしたいので、条例改正を行うものであります。説明は以上でございます。

教育長 御質問等がありましたら、お願いします。

教育長 よろしいですね。

教育長 次に、(2) 報告第4号、臨時代理の報告について、「令和8年度当初坂戸市立小・中学校教職員人事異動の方針について」、学校教育課長から説明をお願いします。

学校教育課長 報告第4号、臨時代理の報告について、坂戸市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、別紙のとお

り臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。臨時代理の報告につきまして、御説明いたします。次ページの臨時代理書を御覧ください。令和8年度当初坂戸市立小・中学校教職員人事異動の方針につきましては、教育委員会会議の議決事項でございますので、教育委員会会議の議決を経るべきところでございますが、埼玉県教育委員会教育長からの通知が令和7年8月20日付けであり、臨時校長会が開催される令和7年9月25日までに決定する必要がありました。教育委員会会議を招集する時間的な余裕がなく、緊急的に処理する必要がありましたので、坂戸市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、臨時に代理いたしました。

内容について御説明します。次のページの「令和8年度当初坂戸市立小・中学校教職員人事異動の方針」を御覧ください。令和8年度当初における坂戸市立小・中学校教職員の人事異動方針につきましては、埼玉県教育委員会による「令和8年度当初教職員人事異動方針」に基づき、「学び合い交流する人づくりのまち」を基本とした「第2次坂戸市教育振興基本計画」を踏まえ、学校教育に対する市民の期待に応えるため、次の7点を基本方針といたしました。1点目は、学校教育の活性化を図るため、適材適所に人材を配置することを基本に人事異動を行います。2点目は教職員の人材育成のための人事異動を推進いたします。3点目は、教職員組織の充実と均衡化に努めるため、学校間における年齢構成や経験年数の不均衡を是正するため、広範囲での人事交流に努めます。4点目は、本市の教育水準の向上のために、計画的な人事異動を実施いたします。5点目は、学校間の教職員組織の均衡等を勘案して新規採用教職員の適切な配置に努めます。6点目は、役職定年後の教職員及び再任用職員の豊かな経験を生かすため、適切な配置に努めます。そして、7点目といたしまして、障害のある教職員の個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努めます。というものでございます。続きまして、「2 転任・転補」についてです。現在市内の小・中学校に勤務しております教職員が、本市以外の市町村に異動する「転任」と、市内での異動となる「転補」につきましては、基本方針をもとに異動を行います。詳細は細部事項で御説明いたします。「3 登用」につきまして、管理職について、幅広い人事交流の視点で行うこと、女性教職員や若手教職員の管理職への積極的な登用に努めることといたします。

続きまして、「令和8年度当初坂戸市立小・中学校教職員人事異動方針細部事項」をご覧ください。まずは「1 基本方針関係」でございます。新規採用教職員、再任用職員や役職定年後の教職員の配置等、長期的な展望にたって、年度当初の人事を進めてまいりたいと考えております。次に、

「2 転任・転補関係」の教職員の異動につきましては、（3）にある者を除き、原則として、同一校在職3年以上の者が異動の対象者となります。また、（8）にございますが、新規採用の教員、事務職員及び学校栄養職員につきましては、積極的に多様な経験を積ませ、資質の向上を図るため、採用後6年以内に、原則として他の市町村への異動を行います。なお、新規採用の教職員の異動については、新規採用の教職員を一律に6年間同一校に在職させるというわけではなく、採用後3年目以降積極的に人事異動を行ってまいります。その下、（9）にございますように、学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校在職10年以内に異動を行うこととしており、特に、同一校在職7年以上の者につきましては、特段の理由がない限り積極的に異動を行うことといたします。なお、（16）（17）にございますように、教職員の心身の状況や家庭状況に応じ、可能な範囲で人事上の配慮を行います。最後に、「4 その他」（2）退職のイの2段落目にあるとおり、令和7年度、退職の勧奨は原則行いません。ただし、勧奨退職制度を廃止するものではないことから、退職を願い出た者の中で、当該制度の趣旨に沿う場合には柔軟に対応いたします。説明は以上でございますが、この「令和8年度当初坂戸市立小・中学校教職員人事異動の方針」及び「細部事項」につきましては、9月25日の臨時校長会にて各小・中学校長に周知し、10月1日に、それぞれの学校で教職員に通知していただく予定でございます。よろしくお願ひいたします。

教育長 御質問等がありましら、お願いします。

小川教育長職務代理者 新採用教職員について、以前は5年以内の異動とのことでしたが、ここで6年以内に変わったのですか。

学校教育課長 昨年度も6年以内でございました。

松井委員 昨年度から変更点はありますか。

学校教育課長 基本方針について、昨年度記載のあった「女性教職員の異動については、個々の能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。」を削除しました。細部事項では、「1 基本方針関係」に新規採用・再任用職員・役職定年後の教職員についての記載が不十分であったため、分かりやすく記載しました。次に「2 転任・転補関係」の近年新設及び統合した学校の人事異動・新設校あるいは通学区域に変更等のある学校の教職員組織・女性教職員の異動について、坂戸市では該当しないため削除しました。次に、最後に申し上げた「令和7年度は退職の勧奨は原則行わない。」という点についてですが、これが一番大きな変更点でございます。勧奨退職については、勧奨退職の対象となる年齢の職員が多く、その職員に退職していただくことにより気風の刷新を図つてきましたが、現在、勧奨退職とな

る年齢の職員が多くないため、気風の刷新を図るという目的を果たせないことから、令和7年度は行わないとのことです。制度としては残っています。

小川教育長職務代理者 新採用教職員の6年以内の異動について、例えば3年で転補し、またその3年後に他市に異動することはできるのですか。

学校教育課長 当該職員に事情があるときは県の教育委員会とも協議することになりますが、原則は市外に異動することとなります。

小川教育長職務代理者 6年以内でも同じですか。

学校教育課長 はい。

教育長 以上で教育長の報告を終わります。

#### 【日程第4 議事】

教育長 日程第4 議事に入ります。

◎議案第17号 坂戸市教育委員会職員の解任について

<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

◎議案第18号 坂戸市スポーツ推進委員の辞職について

<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

#### 【日程第5 その他】

教育長 御意見等ございましたらお願いします。

(なし)

教育長 ないようですので、以上をもちまして、令和7年度第6回坂戸市教育委員会会議を閉会します。

<令和7年度第6回坂戸市教育委員会会議閉会>